

専決処分報告（調停）

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

- 1 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件3件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和2年8月7日 札幌簡易裁判所 令和2年(ユ)第23号 未払賃料請求調停事件	東区パレメ ゾン元町の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計398,200円を今後分割して令和4年4月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和2年8月18日 札幌簡易裁判所 令和2年(ユ)第43号 未払賃料請求調停事件	手稲区曙2 条団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計207,400円を今後分割して令和5年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和2年8月18日 札幌簡易裁判所 令和2年(ユ)第44号 未払賃料請求調停事件	東区東苗穂 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計262,200円を今後分割して令和4年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

2 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件1件について、裁判所が行った次の調停に代わる決定に対して、異議を申し立てない。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	決定の概要
1	令和2年7月22日 札幌簡易裁判所 令和2年(ユ)第32号 未払賃料請求調停事件	清田区北野 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃131,400円を今後分割して令和4年10月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。